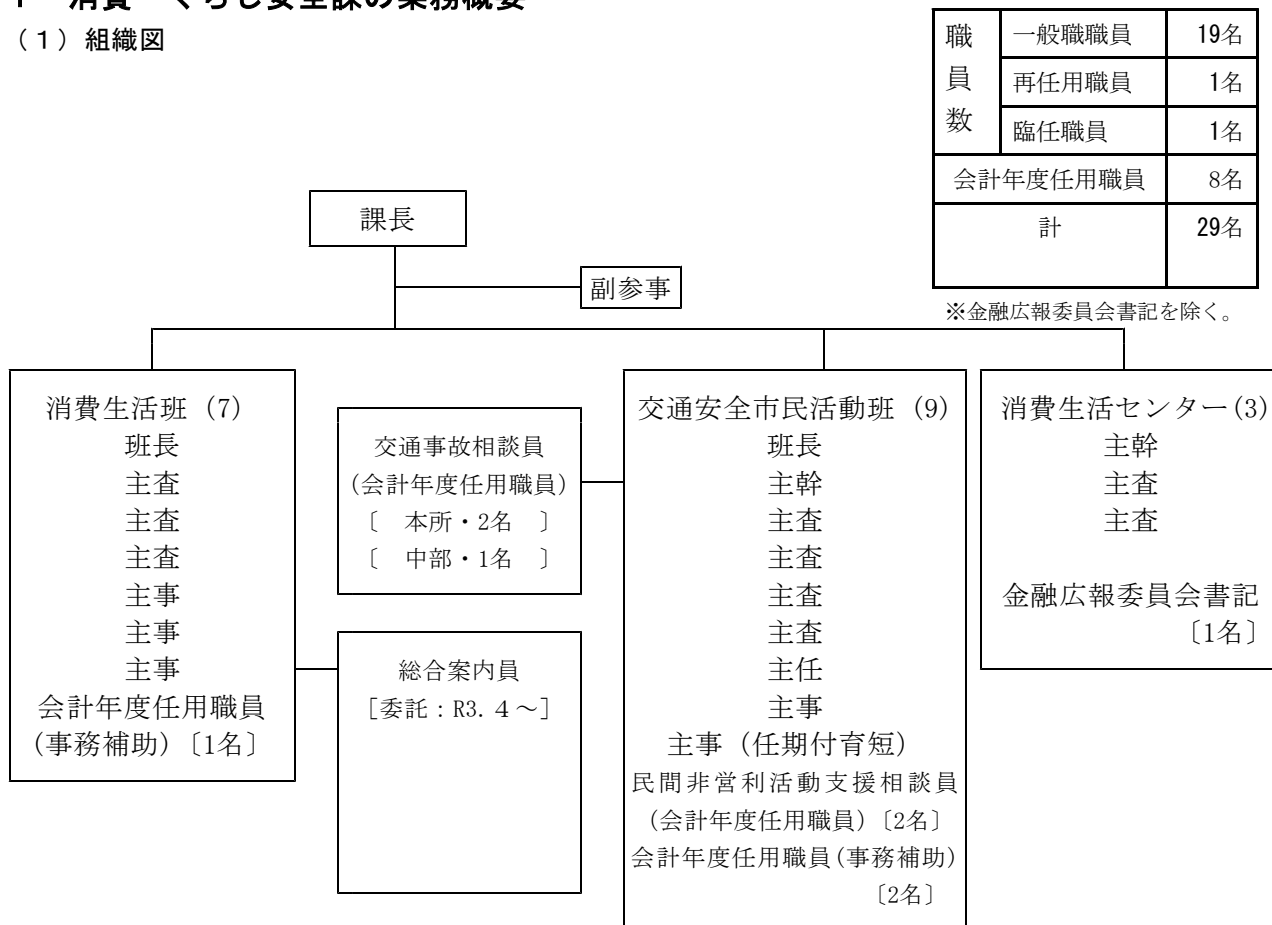


【消費・暮らし安全課】

1 消費・くらし安全課の業務概要

(1) 組織図



(2) 事務分掌

消費生活班	交通安全市民活動班	消費生活センター
1 消費者行政に関する事 2 消費者基本計画に関する事 3 消費生活審議会に関する事 4 不当景品類及び不当表示防止法に関する事 5 消費生活用製品安全法・家庭用品品質表示法に関する事 6 特定商取引法・割賦販売法に関する事 7 消費者教育の推進に関する事 8 消費者契約法に関する事 9 消費生活協同組合法に関する事 10 消費者団体の育成指導に関する事 11 計量検定所に関する事 12 貸金業に関する事 13 多重債務問題対策に関する事 14 貸金業苦情相談に関する事 15 物価に関連する消費者の苦情処理に関する事 16 物価及び物資に関する情報の収集及び提供に関する事 17 公益通報者保護法に関する事（内部通報に関するものを除く） 18 食品ロス削減に係る施策の総合調整及び推進に関する事 19 総合案内に関する事 20 課の庶務、予算、決算に関する事	1 交通安全思想の普及・啓発に関する事 2 交通安全推進協議会及び交通安全対策会議に関する事 3 交通安全運動等に関する事 4 交通安全計画及び交通安全実施計画に関する事 5 交通事故相談所に関する事 6 飲酒運転根絶に関する事 7 特定非営利活動促進法に関する総合的施策の企画及び推進に関する事 8 地方改善施設整備事業に関する事 9 災害救助に関する事 10 被災者生活再建支援法に関する事 11 県民生活の安全確保に関する事（安全なまちづくり推進事業及びちゅうらさん運動の推進） 12 犯罪被害者等基本法に基づく支援等に関する事	1 消費生活の相談に関する事 2 消費者教育に関する事 3 消費者啓発に関する事 4 消費生活に関する情報及び資料の提供等に関する事 5 商品テストに関する事 6 金融広報に関する事

(3) 主要事業の体系図

(款) 民生費 334,469 千円

(当初予算額)

(目) 社会福祉総務費	163,454 千円		
(事項) 職員費	155,381 千円	(事業) 職員費 (消費・くらし安全課)	155,381 千円
(事項) 災害援護費	5,073 千円	(事業) 災害援護費	5,073 千円
		(事業) 被災者生活再建支援事業	0 千円
(事項) 地方改善事業費	3,000 千円	(事業) 地方改善事業費	3,000 千円
(目) 県民生活費	111,884 千円		
(事項) 消費者行政推進費	13,569 千円	(事業) 消費者行政推進事業費	4,780 千円
		(事業) NPO市民活動促進費	6,506 千円
		(事業) 運営費 (消費・くらし安全課)	2,283 千円
(事項) 消費生活センター運営費	2,583 千円	(事業) 運営費 (消費生活センター)	2,583 千円
(事項) 消費者啓発事業費	79,566 千円	(事業) 消費者啓発事業費	32,012 千円
		(事業) 総合案内事業費	7,907 千円
		(事業) 消費者行政活性化事業	39,647 千円
(事項) 生活安全確保推進費	2,838 千円	(事業) 安全なまちづくり推進事業	604 千円
		(事業) ちゅらさん運動推進事業	2,234 千円
(事項) 犯罪被害者等支援推進費	13,328 千円	(事業) 犯罪被害者等支援推進事業費	12,489 千円
		(事業) 犯罪被害者等支援審議会運営費	839 千円
(目) 児童福祉総務費	16,791 千円		
(事項) 交通安全費	9,214 千円	(事業) 交通安全運動事業費	2,535 千円
		(事業) 飲酒運転のない社会環境づくり事業費	6,294 千円
		(事業) 組織の育成支援事業	385 千円
(事項) 交通事故相談所運営費	7,577 千円	(事業) 交通事故相談所運営費	7,577 千円
(目) 災害救助費	20,210 千円		
(事項) 災害救助費	20,210 千円	(事業) 災害救助費	20,210 千円
(目) 備蓄費	22,130 千円		
(事項) 備蓄費	22,130 千円	(事業) 備蓄費	22,130 千円

(款) 商工費 69,822 千円

(目) 計量検定費	67,422 千円		
(事項) 計量検定運営費	49,449 千円	(事業) 運営費 (計量検定所)	5,705 千円
		(事業) 職員費 (計量検定所)	43,744 千円
(事項) 計量検定取締費	17,973 千円	(事業) 計量検定取締費	17,973 千円
(目) 中小企業振興費	2,400 千円		
(事項) 中小企業金融対策費	2,400 千円	(事業) 貸金業監督指導育成事業	2,400 千円

2 交通安全事業

本県の交通事故の現況

- 令和4年の交通人身事故発生状況は、発生件数が2,778件で前年の2,783件より5件減少した。負傷者数は、3,311人で前年の3,319人より8人減少し、死者数は34人で前年の26人より8人増加した。
- 飲酒運転の状況については、交通人身事故件数に占める飲酒絡みの人身事故発生件数が、57件で前年の50件より7件増加し、構成率については2.05%と前年の1.80%より0.25ポイント増加し2年連続の全国ワーストとなった。飲酒絡みの死亡事故については3件と、前年の4件より1件減少したが、その構成率は9.4%で全国平均の5.8%より高い状況である。

更に、令和4年の飲酒運転検挙件数は、1,025件と全国上位にあるなど依然として飲酒運転の根絶に至っていない現状である。

そのため、平成21年に制定された「沖縄県飲酒運転根絶条例」を県民に周知し、飲酒運転根絶に向けた気運醸成のため、地域、職場、家庭などで「飲酒運転をしない させない 許さない」社会環境づくりに向けた取組を継続する必要がある。

- 死傷者に占める二輪車乗車中の構成率が高い、若年者（16歳～24歳）運転者の人身事故の構成率が高い、横断中の事故の構成率が高いなどの特徴がある
- 交通事故の多くは「出会い頭の事故」、「右左折時の事故」であり、これらの事故の多くは交差点での左右の安全不確認であり、基本的な交通ルールやマナーを守っていれば防げた事故である。

安全で安心して暮らせる社会の実現には、交通安全対策を県民一人ひとりが自らの課題として認識し、交通ルールの遵守と正しいマナーを実践するとともに、家庭・職場・地域において交通安全対策に取り組むことが重要である。

(1) 第11次沖縄県交通安全計画

交通安全対策基本法第25条に基づく計画として、県内における陸上交通に関する総合的かつ長期的な施策の大綱であり、令和3年度に策定し、令和7年度までの5箇年計画である。

その目標値は、「令和7年までに、年間の24時間死者数を26人以下、年間の重傷者数357人以下にする」とする。

これまでの、10次にわたる交通安全計画に基づき、国・市町村等の関係機関・団体の協力のもと施策を実施した結果、交通事故発生件数は近年減少傾向にある。しかしながら、悲惨な交通事故はいまだ発生しており、交通事故防止は、県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題である。

そのため、第11次交通安全計画に基づき、国、市町村、関係団体等の連携を図り、諸施策を強力で推進していく。

(2) 令和5年度沖縄県交通安全実施計画

交通安全対策基本法25条第3項に基づいて、前述の第11次沖縄県交通安全計画を具体的に推進するために年度毎に策定し、同計画に基づいて国、市町村、関係機関・団体とより一層連携を図り、各種施策を展開する。

道路交通の安全については、7つの柱（①道路交通環境の整備、②交通安全思想の普及徹底、③安全運転の確保、④車両の安全性の確保、⑤道路交通秩序の維持、⑥救助・救急活動の充実、

⑦被害者支援の充実と推進)、軌道交通の安全については5つの柱(①軌道交通環境の整備、②軌道交通の安全に関する知識の普及、③軌道の安全な運行の確保、④救助・救急活動の充実、⑤被害者支援の推進)を中心に陸上交通の安全対策を推進することとしている。

(3) 交通安全運動

令和5年度交通安全運動実施基本方針(主唱:沖縄県交通安全推進協議会)

ア 趣旨

この基本方針は、「人命はすべてに優先する」という基本理念の下、交通事故のない安全で安心して暮らせる社会を実現するため、広く県民に交通安全思想の普及・啓発を図り、交通事故を防止することを目的としている。

沖縄県交通安全推進協議会の主唱により、県・市町村及びその他交通安全推進機関・団体は相互に連携を図り、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるよう、幅広い交通安全運動を展開する。

イ 期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

ウ 年間スローガン:交通安全 人も車も 目と手で合図 いーどうしぐわー〜美ら島2023〜

エ 年間重点事項

- 飲酒運転の根絶及び危険運転の防止
- 二輪車の交通事故防止(無謀な運転の防止・マナーアップの推進)
- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 高齢運転者の交通事故防止
- 自転車の安全利用の推進

オ 普及啓発活動の推進

- (ア) 新聞やテレビ、ラジオ等の報道機関の活発な広報活動を推進する。
- (イ) 県、市町村の広報媒体及び推進機関・団体が発行する機関紙(誌)等を活用する。
- (ウ) ポスター・チラシ等の配布及び横断幕や電光掲示板等を活用し、幅広く県民へ交通安全を呼び掛ける。
- (エ) 有線放送や自治会等の放送施設の活用や広報車による広報の徹底を図る。
- (オ) 地域の交通安全推進協議会と連携し、地域住民参加による運動の盛り上げを図る。

カ 交通安全教育の推進

推進機関・団体において、それぞれの中で自主的な交通安全教育を推進するとともに、地域交通安全推進委員、安全運転管理者、市町村交通安全指導員(推進員)、各学校の交通安全指導者等の交通安全教育に関わる者の育成を図る。

キ 運動の名称

(ア) 期間を定めて行う運動

- (a) 春の全国交通安全運動 5月11日(木)から5月20日(土)まで
- (b) 夏の交通安全県民運動 7月11日(火)から7月20日(木)まで
- (c) 秋の全国交通安全運動 9月21日(木)から9月30日(土)まで
- (d) 年末・年始の交通安全県民運動 12月21日(木)から1月4日(木)まで

(イ) 日を定めて行う運動

- (a) 交通安全県民の日 毎月1日
- (b) 飲酒運転の根絶運動の日 毎月1日
- (c) 県民交通事故0の日 毎月20日
- (d) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日と9月30日
- (e) バイクの日 8月19日

(4) 飲酒運転のない社会環境づくり

本県の交通人身事故に占める飲酒絡み事故の構成率は、統計を取り始めて以来27年連続ワーストの状況が続いていたが、平成29年、平成30年、令和2年とワーストを脱却した。しかし、令和元年、令和3年、令和4年は再びワーストとなっている。飲酒運転検挙件数も全国上位であり飲酒運転の根絶に至っていない状況である。

そこで、県及び沖縄県交通安全推進協議会では、平成21年に制定された「沖縄県飲酒運転根絶条例」に基づき、様々な事業に取り組んでいる。

沖縄県交通安全推進協議会では、平成28年10月に飲酒運転根絶に向けた意志統一のシンボルとして、「飲酒運転根絶ロゴマーク」を制定した。県においても旗の掲揚、ステッカー等広報啓発品の配布、商業施設及び大型ビジョンを活用した広報等、各種の取組を推進している。

さらに県では、有識者による沖縄県飲酒運転根絶検討委員会の提言を踏まえ、「沖縄県飲酒運転根絶推進計画」を平成29年3月に策定し、県民一人ひとりの意識改革は基より、家庭・地域・職場等社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりの広報啓発に取り組んでいる。そのため、飲酒運転により自身が被る代償やアルコールの知識等についての交通安全教育や、飲酒運転根絶ロゴマークを活用した広報啓発を継続する。

(5) 組織の育成支援事業

ア 目的

本県における交通情勢は、車両保有台数・運転免許者数の増加や高齢社会の進展など様々な要因から交通事故の増加が懸念されるため、「交通安全は家庭から」を活動の指針とする沖縄県交通安全母の会連絡協議会を支援し、地域に根ざした活動及び子どもから高齢者まで幅広い段階の交通安全教育を推進する。

また、令和4年中、全国では2,610人が交通事故により死亡している状況から、交通被害者支援対策は重要な課題の一つである。そのため、(公財)沖縄県交通遺児育成会が実施する交通遺児育成給付事業を補助することにより、交通遺児の健全な育成を図る。

イ 沖縄県交通安全母の会連絡協議会の事業内容

- ・交通安全県内一斉キャンペーンの実施
- ・各種交通安全運動の推進

ウ 交通遺児育成給付内容：奨学・育成金、見舞金、激励金

(6) 交通事故相談

交通事故被害者支援の一環として、沖縄県交通事故相談所を設置し、交通事故被害者等が抱えている損害賠償や更正問題等について相談に応じ、これを公正かつ適正に解決するための指導・助言を行っている。

- ・本所（沖縄県南部合同庁舎5階）……相談員2人（電話 098-866-2185）
- ・支所（沖縄県中部合同庁舎4階）……相談員1人（電話 098-939-7512）
- ・相談日：本所 月～金曜日（祝日、年末年始等の閉庁日は除く）
支所 月、水、金曜日（祝日、年末年始等の閉庁日は除く）
- ・相談時間：8：30～17：15
- ・相談方法：電話・面接・文書・巡回相談（北部は偶数月第3木曜日、宮古・八重山は年1回）

(7) 沖縄県交通安全功労者等表彰

交通安全に顕著な功労のあった個人・団体を表彰し、交通安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努める。

<表彰内容>優良自動車運転者、交通安全功労者、交通安全功労団体

3 市民活動推進事業等

(1) 特定非営利活動促進法の概要

ア 経過及び取り組み

阪神淡路大震災を契機に福祉、環境、国際協力、まちづくりなど様々な分野の非営利団体（NPO）による社会貢献活動の重要性が認識され、これらの動きに応えるため、簡易な手続きで法人格が取得でき、活動の健全な発展を促進する「特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）」が成立、平成10年12月1日に施行された。

平成24年4月の法改正では、NPO法人の中でより公益性を認められた法人に対して、寄付者に対する税制上の優遇措置を設けることで寄付を促し、寄付による資金循環を社会全体に拡げ、社会貢献活動をする団体を支える制度として、認定・特例認定制度が新たに設けられた。

本県における認証法人数は令和5年3月31日現在779法人、解散法人は329法人（解散194法人、認証取消135法人）、認定法人は7法人である。

また、県においては、3年以上事業報告書を提出していないなど、NPO法上の義務を果たしていない法人に対し督促を行い、未提出法人に対して認証の取り消し処分を実施している。これにより、他の適切に活動している団体の信頼性を増すとともに、不適切な団体の整理を目指すこととする。

イ 特定非営利活動の種類

特定非営利活動促進法の規定に基づき、次に掲げる活動を行う団体に対し、設立の認証を行う。

【特定非営利活動促進法で定められた特定非営利活動（法第2条関係）】

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動

- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

ウ 対象となる団体

この法律に基づいて、特定非営利活動法人になれる団体の法的要件は次のとおり。

- (ア) 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
(イ) 営利を目的としないものであること
(ウ) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
(エ) 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
(オ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
(カ) 特定の公職者(候補者を含む)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
(キ) 暴力団でないこと、暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある団体でないこと
(ク) 10人以上の社員を有するものであること

エ 設立の手続き

特定非営利活動法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受けなければならない。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆に縦覧される。

所轄庁は、申請書の受理後2ヶ月半以内に認証又は不認証の決定を行う。設立の認証後、登記することにより法人として設立する。

申請書の添付書類(下線は、縦覧される書類(※))

定款、役員名簿、各役員^の就任承諾及び宣誓書(写し)、住所又は居所を証する書面、社員のうち10人以上の名簿、(1)ウ対象となる団体の(オ)、(カ)、(キ)に該当すること確認したことを示す書面、設立趣旨書、設立についての意思の決定を証する議事録の謄本、設立の初年度及び翌年度の事業計画書、設立の初年度及び翌年度の活動予算書

(※)：縦覧される書類については、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。

*他の法人制度との違い

平成20年の公益法人制度の改革以降、一般社団法人等他の法人格とNPO法人との相違がわかりづらくなっている。本来、社会貢献活動自体は法人格の有無や相違にかかわらず実施できるものであり、各自の活動に沿ってどのような法人格が必要なのかの見極めが重要である。

(2) NPO等市民活動の促進

ともに支え合う社会の構築のためにボランティアやNPO等の社会参加活動を促進するとともに、円滑な活動のための環境整備を図る。その実現のためにNPO活動促進のための指針づくりやNPO活動の拠点づくりを支援していく。このことによりNPO等の健全な発展と地域づくりへの積極参加を促し、行政とのパートナーシップを図っていく。

ア 平成15年7月に策定した「沖縄県NPO活動促進のための基本指針」に掲げる施策を推進する。

この指針は県民の積極的かつ主体的なNPO活動を促進するための基本的な考えであり、県が行う施策や事業を統一的な方針の下に実施することを目的としている。

イ 基本指針に基づき平成15年6月に沖縄県NPOプラザを設置。

同プラザは、NPO法人等への相談支援等の機能を有しており、県民の社会参加活動の促進の充実強化を図る。

- (ア) NPO法人の設立相談、書類作成の支援等の各種相談・支援
- (イ) NPO法人等の情報発信
- (ウ) NPO向け講座の開催

ウ 平成20年3月に「沖縄県NPOとの協働指針」を策定し、NPOと県との協働を推進するための基本的な考え方や推進の方策を明らかにするとともに、環境整備の方向性を示した。

(3) NPOと行政の協働の推進

ア NPOと行政の協働実績調査の実施

NPOと県の協働の促進及び支援を図ることを目的に、NPOと県との協働実績調査を実施する。また、調査結果は県のホームページで公開する。

(4) 総合案内事業

県庁来訪者の案内や県代表電話の取り次ぎ等を円滑に行うため、県庁1階の総合案内所に案内員を4名配置し、県の案内窓口として行政サービスの向上に努めている。

来庁者の窓口対応や、電話での問い合わせ等に対応する所管課を適切に案内するため、日々努めているところである。お待たせすることなくご案内するためには、お問い合わせに際して、ご質問の内容等をできるだけ簡潔にご説明頂けると、速やかな対応にも繋がることからご協力をお願いしたい。

また、庁舎見学については事前予約制としており、当日の状況にもよりますが知事応接室の見学も可能ですので、お問い合わせいただきたい。

- ・ 総合案内員(4名) 県庁総合案内の電話対応
来庁者案内業務(県庁舎見学を含む)
車椅子の貸し出し

4 ちゅらうちな—安全なまちづくり条例関係事業

(1) 安全なまちづくり推進事業(ちゅらさん運動)

ア 条例制定の背景

県内の犯罪情勢は、刑法犯認知件数が平成14年には2万5千件を超えて過去最悪を記録し、平成5年の1万1千件から10年間で約2.3倍も増加した。一方で検挙件数は減少し、危機的な状況となった。このため、県では安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指して、県民、事業者、行政が一体となって取り組むため、「ちゅらうちな—安全なまちづくり条例」を平成15年12月に制定した。

イ 条例の推進体制

県では、条例の推進体制として、知事を会長とする「ちゅらうちな—安全なまちづくり推進会議」を平成16年4月に設置するとともに、県内14警察署管内の関係市町村長を会長とする「地区安全なまちづくり推進協議会」を設置した。

ウ 「ちゅらさん運動」の推進

県では、条例を推進するため、県民総ぐるみで取り組む「ちゅらさん運動」を県・市町村・事業者・県民・学校・警察が一体となって推進している。

具体的には、

- ・ 教育庁(事務局：保健体育課)では、子ども達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」
- ・ 知事部局(事務局：消費・暮らし安全課)では、犯罪の起きにくい環境整備を推進する

「ちゅらまちづくり」

- ・警察本部(事務局：生活安全企画課)では、地域の自主防犯活動を促進する「ちゅらゆいづくり」の三つのちゅらづくりを「ちゅらさん運動」として、教育庁、知事部局、警察本部の三者が連携して推進している。

同運動を推進した効果等もあり、刑法犯認知件数は平成14年の25,641件をピークに減少傾向にあり、令和4年は6,776件となるなど成果が現れている。

エ 令和5年度事業概要

(ア) ちゅらひとづくり

- a 教育庁保健体育課の取組
 - 学校安全指導者養成講習会の開催
 - 防犯教室講習会の開催
 - 高校生の交通問題を自ら考える実践交流会
 - 学校安全ボランティアの推進
- b 教育庁義務教育課の取組
 - スクールカウンセラー配置事業
 - スクールソーシャルワーカー配置事業
- c 教育庁生涯学習振興課の取組
 - クリーン・グリーン・グレイシャス（CGG）運動の実施
 - 家庭教育支援者研修会の実施
- d 教育庁県立学校教育課の取組
 - 教職員の「生徒を育てる力」をスキルアップ（学校地区講座等）
 - 外部関係機関の人材活用の実施（スクールカウンセラー配置等）
 - 生徒の「自己指導能力」の育成（高校生代表者会議等）

(イ) ちゅらまちづくり

- a 公共施設の防犯・安全点検
夏休み前に、県が率先して公共施設の防犯上の安全点検を実施し、必要な対策を行うことにより、子ども達が安全に安心して利用できる環境の確保に努めるとともに、公共施設管理者をはじめ、県民の防犯意識の高揚及び犯罪の予防に取り組む。
- b 安全・安心まちづくり講習会
防犯の視点から専門的な理論と具体的な実践手法の習得を目的として、県内外の学識経験者等を招聘し、県、市町村の職員及び民間の土木建築関係業者等を対象に開催する。
- c 地域安全マップ作製指導者講習会（R4年度はWeb形式での開催）
教員、児童館、子ども会等の職員を対象に、「地域安全マップ作製活動」の活性化と地域安全マップ指導者の育成と資質向上を図り、地域安全マップ作製活動が円滑かつ効果的に実施されるよう指導者講習会を開催する。
- d 第17回沖縄県子ども地域安全マップコンテスト及び優秀作品展（R4年度は会場日程の都合により優秀作品展は中止）
子ども自身の危険回避能力を高める地域安全マップの取組を通して、地域の大人の防犯意識の高揚、地域の危険箇所改善の促進等、ちゅらまちづくりを推進するため、広く作品を募集し、コンテストを実施する。
また、作品集を配布し、子ども地域安全マップの普及促進と、子どもの危険回避能力の向上や地域の安全意識の高揚などを図る。
- e 防犯カメラの設置促進
安全なまちづくりに向けた取組みの一環として、地域における防犯カメラの設置要望等の把握に努め、各市町村に対して提言・働きかけを行う。

g 子ども・女性等安全・安心見守り事業

地域における子ども・女性等の見守り活動に資する取組について、各地区の安全なまちづくり推進協議会へ委託し、安全・安心な沖縄県の実現を目指す「ちゅらさん運動」の継続推進と、地域に根ざした運動として定着を図る。

(ウ) ちゅらゆいづくり

a 防犯活動の支援

犯罪のない安全・安心な地域社会をつくるためには、自治体、地域住民、学校、民間団体、事業者、警察が一体となった防犯活動の定着拡大を図る必要がある。そのため、防犯ボランティア団体に対し、防犯装備品の貸与等を実施する。

b ちゅらさん運動フェスティバル（防犯フェア2023）の開催

犯罪のない安全で安心して暮らせる沖縄県の実現を目指し、県民挙げてちゅらさん運動を推進するため、自転車鍵掛け甲子園表彰式の開催、防犯アトラクション、防犯グッズ等の展示の実施により、県民の防犯意識の高揚を図る。

c 犯罪被害回避能力の向上

自転車盗難の抑止、自転車のマナーアップ及び防犯意識・規範意識の高揚を図るため、県内の中学校及び高校を対象に学校の駐輪場における自転車の施錠率を競う「自転車鍵掛け甲子園」を開催する。また、子どもを犯罪から守るため、不審者対応訓練や防犯講話を実施する。

d 外国人を始めとする観光客等の安全確保

外国人を始めとする観光客及び留学生などに対し、観光施設や関係事業所と連携のうえ防犯情報の発信、防犯講話等を実施することにより被害を未然に防止する。

e 適正飲酒対策の推進

飲酒が絡む事件・事故が後を絶たない状況において関係機関と連携し、過度な飲酒が与える健康被害等の情報や、アルコール関連犯罪防止対策の重要性について、広く県民に対し周知を図る。

「ちゅらさん運動」ロゴマーク

三つの「ちゅらづくり」をそれぞれの手と色で表現。

巴紋に似たモチーフは連携の強さを表す。

ブルー（上）：「ちゅらひとづくり」子どもたちの健全な育成を図る。

グリーン（右）：「ちゅらまちづくり」安全・安心な環境を確保する。

オレンジ（左）：「ちゅらゆいづくり」地域の連帯とユイマールを取り戻す。



5 犯罪被害者等支援推進事業

(1) 犯罪被害者等の支援

犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として「犯罪被害者等基本法」が施行されるとともに、同基本法の施行体系を具体化するものとして、「犯罪被害者等基本計画」が国において策定され、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年度～令和7年度）では、地方公共団体における犯罪被害者等支援の促進が掲げられている。県では、平成15年に制定した「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」第8章に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策を推進しているが、一層の推進を図るため、令和4年度に「沖縄県犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和5年度に「沖

「沖縄県犯罪被害者等支援計画」を策定した。

犯罪被害者等が適時、適切な場所で安心して支援を受けることができるよう、「沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口」の設置、市町村支援、支援活動員養成、広報啓発活動等を実施する。

ア 沖縄県犯罪被害者等支援総合窓口等の設置

犯罪被害者等基本法及び犯罪被害者等基本計画に基づき、平成18年度から犯罪被害者等支援総合窓口として直通電話（098-866-4115）を開設し、犯罪被害者等の相談に対して、適切な機関への橋渡しを実施している。

イ 犯罪被害者等支援体制の整備及び支援従事者育成の取組

(ア) 「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」の設置

県内の犯罪被害者等支援に関し、総合的対応窓口の強化及び支援関係主体間の中核的役割を担い、安定的かつ円滑な支援体制の構築を図ることを目的に、「沖縄県犯罪被害者等支援アドバイザー」を設置している。

(イ) 「市町村出前講座」及び「市町村巡回訪問」の実施

市町村職員の知識取得及び技能向上を図ると共に、必要なサポート体制を構築するため、「市町村出前講座」及び「市町村巡回訪問」を実施する。

(ウ) 「犯罪被害者等支援活動員初級養成講座」の実施

犯罪被害者等の置かれた心情や状況、支援の意義等について理解を深めてもらうとともに、身近な支援ボランティア相談員として被害者等に寄り添えるよう、その心構え等について必要な基礎的知識の習得を図るため、「犯罪被害者等支援活動員初級養成講座」を実施する。

ウ 犯罪被害者週間の取組

国、地方公共団体、関係機関・団体等の関係者が共通認識を持ち、一体的な取組を展開する観点から、毎年11月25日から12月1日までを「犯罪被害者週間」とし、当該週間にあわせて、啓発事業が集中的に実施されている。

当県においても、犯罪被害者支援に対する県民の理解を深め、支援の輪を広げることを目的に、沖縄県、沖縄県警察、公益社団法人沖縄被害者支援ゆいセンターと連携協力し、広報啓発活動を実施する。

6 被災者支援事業

(1) 災害救助法に基づく事業

災害に際して、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため次の業務を遂行する。

ア 災害救助推進体制の確立

市町村を対象にした「災害救助法及び災害弔慰金の支給等に関する法律等の施行事務担当者会議」を年1回開催し、災害発生時の注意を喚起するとともに災害救助推進体制の確立を図る。

イ 災害救助法の適用

災害救助法第2条及び施行令第1条に定められた規模の災害が発生した際に、知事は災害救助法を適用し、同法第4条に規定する10項目の応急救助を実施する。

ウ 救助の内容

(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与

(イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

- (エ) 医療及び助産
 - (オ) 被災者の救出
 - (カ) 被災した住宅の応急修理
 - (キ) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (ク) 学用品の給与
 - (ケ) 埋葬
 - (コ) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの（死体の捜索及び処理、障害物の除去）
- エ 災害救助法に基づく災害救助基金の設立

災害救助法に基づいて災害救助基金の積立を行うことが義務づけられており、災害救助法が適用された場合に、同法に基づき実施する応急救助の財源及び災害対策用生活物資の購入に充てることとなる。

(2) 平成27年台風第21号による与那国町への災害救助法適用について

ア 災害状況：平成27年9月に発生した台風第21号により、与那国町では最大瞬間風速81.1mを記録し、9月28日時点では避難者272名、30日時点において住家被害全壊10世帯、半壊27世帯、一部損壊282世帯合計319世帯となるなど、甚大な被害をもたらした。

県では、9月28日時点の避難者272名という状況を鑑み、「多数の者の生命又は身体に危害を受け、受ける恐れが生じた場合であって、避難して継続的に救助を必要とする場合」（施行令第4号）をもって災害救助法の適用を決定した。

イ 適用日：平成27年9月28日

ウ 適用市町村：与那国町

エ 適用条項：災害救助法施行令第1条第1項第4号

オ 与那国町の被害状況：全壊5世帯、半壊24世帯、一部損壊244世帯、合計273世帯

カ 市町村委任救助事務：避難所の設置、炊き出しその他による食品の供与及び飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の供与、住宅の応急修理、住居又は周辺の土石等の障害物の除去

キ 県実施救助事務：応急仮設住宅の供与

- ・入居申込者：3世帯
- ・設置場所：祖納地区・久部良地区2カ所分割（希望世帯の集落内）
- ・供与日：平成27年12月25日

ク 被災者生活再建支援法の適用

適用なし

ケ 災害弔慰金等の支給等に関する法律の適用について

- ・災害弔慰金、災害障害見舞金の支給については、人的被害が発生していないため該当なし
- ・災害援護資金の貸し付けについては対象となるが、貸付実績なし。

コ その他の支援について

県では、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会等と連携して、義援金を募集した。

義援金名称：台風第21号与那国町災害義援金

募集期間：平成27年10月6日～12月31日

受付機関：日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会

募金総額：30,294,264円

被災者への配分については、県に設置した「沖縄県台風第21号災害義援金配分委員会」において配分基準等を決定した。残金については与那国町が設置した義援金配分委員会に送付した。

サ 応急仮設住宅の供与期間満了及び撤去について

平成29年12月24日を以て、災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与が終了となり、被災者3

世帯も退去済みとなったことから、平成30年度に応急仮設住宅の撤去を行った。

(3) 東日本大震災による災害救助事務について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、災害救助法が適用された7県（岩手県、宮城県、青森県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県）においては、多数の避難者が発生し、また多数の住家が津波により壊されるなど、甚大な被害が発生した。

災害救助法に基づく被災県からの応援要請に対し民間賃貸住宅の借り上げによる被災者への応急仮設住宅の供与を行っている。救助に要した経費については、災害救助法第20条の規定により応援要請のあった被災県に対して求償している。

ア 対象：岩手県、宮城県、青森県、茨城県、栃木県、千葉県の市町村において住宅が全壊又は半壊した者。及び福島県からの避難者

イ 期間：宮城県・・・入居から最長8年以内（平成31年3月31日で支援終了）

福島県・・・①大熊町、双葉町の全域については令和6年3月31日まで

②上記以外は市町村等によって異なり最長で平成31年3月31日まで

岩手県・・・入居から最長7年以内（平成31年3月31日で支援終了）

千葉県・・・入居から最長3年以内（平成26年9月1日で支援終了）

* 応急仮設住宅の供与期間は原則2年以内であるが、被災地の状況を考慮し、内閣府から延長の同意を得た被災県からの依頼により、期間を延長して住宅支援を行っている。

ウ 県による民間賃貸住宅供与を行っている世帯数・人数：2世帯5人（令和5年3月末時点）

エ 原則2年以内とされている供与期間が延長により長期化したことから、避難者の状況・事情の変更を考慮し、平成26年4月1日から一定の要件を満たした避難者に対しては特例として住み替えを認めている。

表8-1 応急仮設住宅供与状況（県：民間賃貸住宅）

令和5年3月31日現在

県名	入居		退去		現況	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
岩手県	4	6	4	6	0	0
宮城県	26	48	26	48	0	0
福島県	302	741	300	736	2	5
茨城県	0	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0
千葉県	2	5	2	5	0	0
計	(6) 334	(14) 800	(6) 332	(14) 795	(0) 2	(0) 5

* 計欄のカッコ内は、災害救助法に基づく救助の対象外世帯数、人数であり、内数として計上。

(4) 被災者生活再建支援法に基づく事業

ア 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もっ

て住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

イ 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第6号)。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- (イ) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- (ウ) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- (エ) (ア)又は(イ)市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- (オ) (ア)～(ウ)区域に隣接し5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- (カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限定)
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限定)

ウ 支給限度額等 [複数世帯の事例]

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

表 8-2 被災者生活再建支援金の内容

区分	(A) 基礎支援金		(B) 加算支援金		合計
	被害の程度	支給額	再建方法	支給額	
複数世帯	全壊	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
	解体		b 補修	100万円	200万円
	長期避難		c 賃借	50万円	150万円
世帯	大規模半壊	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円
世帯	中規模半壊	—	a 建設・購入	100万円	100万円
			b 補修	50万円	50万円
			c 賃貸	25万円	25万円

※ 単数世帯は、複数世帯の3/4の金額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円

(5) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく事業

同法に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付事業を実施する。実施主体は市町村であるが、那覇市については市条例に基づき実施され、他の市町村については、沖縄県市町村総合事務組合条例により実施されている。

表 8 - 3 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金貸付の内容

事業概要	対象者	支給(貸付限度)額	負担割合	その他
災害弔慰金の支給	①生計維持者の遺族 ②その他の者の遺族	500万円 250万円	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4	所得制限なし適用除外事例あり
災害障害見舞金の支給	①生計維持者本人 ②その他の者本人	250万円 125万円	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4	所得制限なし適用除外事例あり
災害援護資金の貸付	負傷者(世帯主)、 全壊・半壊・家財の 損害を受けた世帯主	350万円	国 2 / 3 県 1 / 3	所得制限あり

(6) 沖縄県災害見舞金支給要領に基づく事業

天災地変その他の災害により被害を受けた者に対して見舞いの意を表し、物的、精神的な痛手を緩和するため、次の区分により見舞金を支給する。

ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に規定する災害障害見舞金を市町村が支給したものについては、死者に対する弔慰金、重傷者に対する見舞金は支給しない。

ア 弔慰金

死亡した者 1 人につき 100,000円

イ 見舞金

(ア) 負傷した者 1 人につき 50,000円

(イ) 住家の被害については、次の表に定める額

表 8 - 4 沖縄県災害見舞金 住家の被害について

構成世帯 \ 被害の程度	全 壊 (全 焼)	半 壊 (半 焼)
	1 人 世 帯	30,000円
2 人 以 上 世 帯	50,000円	30,000円

※ 負傷した者とは、1 カ月以上の治療期間を要する者に限る。

7 地方改善施設整備事業の事務指導

ア 目的

この事業は、不良環境地区における、生活環境施設を改善、又は整備することによって当該地域住民の生活福祉の向上を図ることを目的としている。

イ 経緯

地方改善施設整備事業は、「地方改善施設整備費の国庫補助について(厚生事務次官通達)」に基づき昭和44年から始められた事業で、本県では復帰翌年の昭和48年から実施されている。

ウ 実施主体

市町村

現在、市町村のニーズ等は下水排水路と地区道路であり、主にそれらの整備が行われている。

◎ 令和5年度(繰越含む) 実施自治体：2自治体 実施地区：3地区

エ 財源

国庫補助 実行単価の1/2

市町村負担 実行単価の1/2

オ 本事業における県役割

(ア) 市町村ヒアリングの実施

(イ) 地方改善施設整備計画の策定(整備箇所の選定等、実施計画を作成)

(ウ) 厚生労働省との調整

(エ) 市町村からの申請書、報告等の受理進達及び諸事務指導

(オ) 現場検査

(カ) 国庫補助金の確定

8 消費者行政事業等

(1) 消費者啓発の推進

消費者利益の擁護、増進を図る立場から市町村・事業者団体・消費者団体等との連携のもとに消費生活センターの事業を中心として、各種講座等を開催する。また、啓発資料の配布等、消費生活情報を提供することにより消費者意識の高揚及び啓発に努める。

(2) 消費生活に関する法律の運用

ア 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

商品及び役務の取引に係る不当景品類及び不当表示による顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択が行われるよう、不当表示の抑止と監視に努める。

一般消費者等からの申告・苦情相談、職権での探知により、不当な景品類の提供や不当な表示があるとき、事業者に報告を求め又は立入検査を実施し、改善等について、指示等の行政指導、措置命令を行う。

イ 特定商取引に関する法律

訪問販売等の特殊な取引類型においては、事業者の攻撃的勧誘や誤解を生じさせる勧誘等により、消費者と事業者間におけるトラブルが発生しやすい。そのため、一般消費者等からの申告・苦情相談により違法な特定商取引が確認されたときは事業者に報告を求め、又は立入検査を実施し、行政指導等を行って違法・不当な特定商取引の抑止と監視に努める。

ウ 家庭用品品質表示法

消費者が日常生活で使用する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具及び雑貨工業品の品質に関する表示が適正に行われるよう、これら家庭用品を販売する事業者へ立ち入り、適切な指導を行う。

同法に基づく立入検査

(実施時期) 基本的に年1回、その他状況に応じて実施。

(対象品目) 繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品

(対象地域) 県内全域。ただし、第2次一括法の施行により11市へ移譲され、県条例に基づき5町村(久米島町、八重瀬町、竹富町、伊江村、宜野座村)に権限移譲されている。

エ 消費生活用製品安全法

消費生活用製品(特定製品、特別特定製品及び特定保守製品)による消費者の生命又は身体に対する危害発生を防止するため、これらの製品を販売する事業者へ立ち入り、適切な指導を行う。

(実施時期) 基本的に年1回、その他状況に応じて実施。

(対象品目) 特定製品、特別特定製品及び特定保守製品

(対象地域) 県内全域。ただし、第2次一括法の施行により11市へ移譲され、県条例に基づき5町村(久米島町、八重瀬町、竹富町、伊江村、宜野座村)に権限移譲されている。

オ 割賦販売法

割賦販売法において規定する前払式割賦販売業者(自社クレジット販売業者)、前払式特定取引業者(友の会や冠婚葬祭互助会等)及び個別信用購入あっせん業者(個別クレジット業者)に対し、報告徴収や立入検査等の行政権限を適切に行行使することにより、購入者等の利益を保護する。

(3) 沖縄県消費生活条例の運用

「沖縄県消費生活条例」の適切な運用を通して、県民の消費生活における利益の擁護及び増進を図る。

ア 沖縄県消費生活審議会の活用

(ア) 消費者・事業者・学識経験者の代表で構成する同審議会に、消費生活の安定と向上に関する重要な事項を審議させ、消費者行政、物価行政施策の策定に資する。

(イ) 同審議会に設置している消費者苦情処理部会に消費者苦情のあっせん・調停、消費者訴訟の援助に関する事項を調査審議させ、消費者被害の救済及び拡大防止を図る。

イ 消費生活の安全等の確保

消費者の安全や消費者の利益を損ねる商品等の供給があるときは、事業者に報告を求め又は立入調査を実施し、勧告等を行って、消費生活の安全等の確保を図る。

(ア) 消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす商品等の供給禁止と危害防止勧告等

(イ) 消費者の知識、判断力の不足に乗じた不当な取引方法の禁止と改善勧告

(4) 消費者行政の連絡調整

ア 市町村消費者行政連絡会議の開催

消費者ニーズに沿った行政を推進するためには、地域の住民と身近に接している市町村消費者行政と一体となって推進する必要がある、県の消費者行政の取り組みについて説明するとともに市町村消費者行政の推進状況等について情報交換を行う。

イ 消費者団体との連携

県民の安全・安心な消費生活環境の構築に資するため、県内の消費者団体と連携を図る。

ウ 沖縄県多重債務対策協議会及び沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議の開催

平成15年12月から沖縄県ヤミ金融被害防止対策会議を開催。関係機関・団体が連携し、ヤミ金融に係る情報の共有化と被害の防止等に努める。

平成19年11月から沖縄県多重債務対策協議会を開催。深刻化した多重債務問題に対し、関係機関・団体相互の連携強化を図り、相談体制の充実等に努める。

(5) 貸金業の監督

貸金業法に基づき、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益保護を図る。

ア 貸金業の登録

貸金業法に基づき、登録申請について、審査及び登録事務(更新・変更・抹消含む。)を行い、貸金業者登録簿を閲覧に供する。

イ 苦情相談

貸金業苦情相談窓口を設置して、知事登録貸金業者の登録確認、業務に係る苦情相談等に対応する。

ウ 検査及び監督

貸金業法に基づき、検査及び報告徴収を実施し、監督事務を行う。

(6) 物価監視調査

県では、生活関連物資の調査を実施する。

ア 生活関連物資価格調査

「沖縄県消費生活条例」第24条に基づき、県民の消費生活との関連性の高い物資の価格に関する情報を収集する。

具体的には、総務省統計局が公表している「小売物価統計調査報告」を活用し、物価動向の情報収集を行っている。

調査品目

毎月調査	18品目	石油製品	3品目
------	------	------	-----

(7) 物価情報提供事業の実施

当課ホームページに、物価動向に関する情報を掲載することにより、情報提供を行う。

(8) 消費生活協同組合の指導育成

県民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって県民生活の安定と生活文化の向上に資するため、設立や定款変更等に関する認可、業務・会計状況の調査及び法に基づく指導監督(検査、助言指導、報告の徴収等)を行い、県内生協の健全な育成に寄与する。

ア 許認可業務：設立、定款・共済規約・貸付規約の設定・変更、員外利用、解散 等

イ 指導監督：立入検査、報告徴収、活動状況調査 等

(9) 省資源・省エネルギーの推進

1997年度の京都会議での議定書の温室効果ガス削減目標の達成のため、わが国の省エネルギー政策は一層強化されている。国の省資源・省エネルギー対策の趣旨にそって、従来から実施している省資源・省エネルギー対策を強力に推進し、省エネ型のライフスタイルへの変換を図る。

(10) 公益通報者の保護

ア 公益通報者保護法の概要

公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱を受けることのないよう通報者保護の制度的なルールを明確化するとともに、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保する。

イ 通報先

- ・事業者内部(内部通報) ⇒ 労働者が、自らが勤めている民間企業、各種団体の他、行政機関等の各事業者内部に通報すること
- ・行政機関(外部通報) ⇒ 労働者が処分等の権限を有する行政機関に通報すること
- ・その他の事業者外部(外部通報) ⇒ 労働者が報道機関、消費者団体等に通報すること

ウ 消費・暮らし安全課の業務

消費・暮らし安全課は、公益通報者保護法に関する総合窓口及び行政機関に対する通報(外部通報)の総合窓口となっている。

(ア) 公益通報者保護法に関する総合窓口業務

- ・関係各課・関係機関との連絡調整
- ・公益通報者保護法の広報・啓発
- ・沖縄県公益通報事務取扱要領(外部通報)の運用

(イ) 外部通報の総合窓口業務

・沖縄県公益通報事務取扱要領に基づき、県が権限を有する行政機関としての公益通報の相談・受付及び適切な通報先の教示等

(ウ) 県の内部通報の取扱い

県の職員、嘱託員、非常勤職員等が、業務上の内容について、公益通報を行う場合は、人事課が所管となり、「沖縄県職員等公益通報制度に関する要綱」に基づき、事務手続を行う。

(11) 食品ロス削減の推進

我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。

このため、県では市町村、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロスの削減を推進する。

9 消費生活センターの事業

(1) 消費生活相談事業

消費者が消費生活における商品の購入、又は役務の提供を受けることによって生じた苦情等について、消費生活相談員がトラブル解決のための助言や情報提供、あっせん等を行う。

平成18年度からは、消費生活センター相談業務をNPO法人消費者センター沖縄に委託し、同法人所属の消費生活相談員が対応している。

また、より専門的知識を要する相談については、消費者問題を専門とする弁護士による無料法律相談を実施している。

(2) 消費者教育事業

被害に遭わない消費者、合理的意思決定ができる自立した消費者にとどまらず、社会の一員として公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に関与する消費者の育成を図るため、各種消費者教育講座（エシカル消費に関する講座含む。）を開催する。

(3) 消費生活情報の提供

商品・サービスに関する知識の普及及び消費者の安全確保のために必要な情報、苦情相談事例、消費者行政情報等の提供により消費者トラブルの再発、及び拡大防止を図る。

- ア 消費生活センター情報誌「がじまる」、ホームページ、新聞、テレビ等による情報提供
- イ 「消費者月間」（5月）関係行事の実施

(4) 商品テストに関する情報提供等

消費生活の安全確保、危害防止のため、国民生活センター等が実施した商品テストについて情報を提供する。また、消費者からの専門的・技術的相談で、商品テストの要望があったもののうち、必要と判断されるものについて国等の機関に商品テストを依頼する。

(5) 金融広報活動の推進

「金融経済情報の提供」と「金融経済学習の支援」を両輪としたくらしに身近な金融に関する幅広い広報活動の中立・公正な立場から行っている。沖縄県金融広報委員会事務局として、県庁関係部局、教育関係機関、市町村、金融機関、金融広報アドバイザー及び各種団体等との連携を密にし、金融広報活動を推進する。

- ア 学校における金融教育の普及・支援
 - ・金融広報アドバイザーの講師派遣による学習支援
- イ 家庭・社会人向け金融経済知識の普及・支援
 - ・金融広報アドバイザーの講師派遣による出前講座等
 - ・関係団体等と連携したセミナー等の開催
- ウ 金融経済情報の提供
 - ・ホームページにおける情報発信
 - ・「くらしとお金を考える月間」関連行事の実施

10 計量検定所の事業

計量制度は、研究活動から生産活動、商取引や証明、水道や電気などの使用量に至るまで、広範にわたり生活の基盤となる重要な役割を果たしている。計量検定所は、計量関係事業者の届出・登録の受理、特定計量器の検定・検査や立入指導調査のほか、計量法に基づく各種の業務を行っている。

計量器の中でも、はかり、タクシメーター、水道メーター、ガソリンメーターなど、取引・証明に広く使用されている計量器は「特定計量器」と呼ばれている。特定計量器には計量法により使用有効期限が定められているものがあり、定期的に検定・検査を受検することが義務づけられている。

(1) 計量関係事業の届出・登録

特定計量器の製造事業を行う事業者は、経済産業大臣への届出を必要とし、修理、販売を行う事業者は、都道府県知事への届出を必要とする。

また、計量証明事業を行う事業者は、都道府県知事の登録が必要である。計量証明事業には貨物の運送、保管、売買等に係るものと、濃度、騒音、振動など環境測定に係るものがある。

(2) 検定

検定とは、特定計量器の技術基準の適合性を確認する検査のことを言う。一部の特定計量器は検定に合格しないと、取引や証明に使用することができない。新たに製造されたり、改造・修理された特定計量器は検定が必要である。県は、特定計量器の検定(国や電気計器検定所で行うものを除く)を有効期間毎に実施しており、技術基準(種類・構造・器差)に適合するものを合格とし、検定証印を付している。

(3) 検査

取引や証明に使用されている質量計(非自動はかり・分銅及びおもり)は、地区毎に2年に1回の定期検査が義務づけられている。検定、検査、取締り及び計量関係事業者の検査に使用する基準器については、定期的な検査が必要である。また計量証明事業者が、計量証明に使用する計量器についても定期的な検査が必要である。

(4) 立入検査

商取引における正確な計量を確保することは、県民の経済生活の安定に大きく寄与している。消費者に不利益を及ぼす諸要素を排除し、取引の安全を図るため、食品スーパーなどの小売店、工場、事業所等への立入検査を実施し、指導、改善勧告を行う。

(5) 計量思想の普及

11月の「計量強調月間」には、一般県民へ計量思想の普及を図るため、沖縄県計量協会との共催で「計量のひろば」を開催し、パネルや計量器の展示説明、計量クイズ、リーフレットの配布等を行う。